

令和6年5月9日

各障害福祉サービス事業所  
施設長 様

京都市保健福祉局  
障害保健福祉推進室

### 就労系障害福祉サービスにおける在宅利用の取扱いについて（通知）

就労系障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援A型・B型）の在宅支援等の取扱い（利用に係る要件・手続）につきましては、「新型コロナウイルス対応に係る通所系サービスの基準等の臨時的な取扱いについて（第5版）（令和5年5月2日）」（以下「前回通知」という。）の「2」において、お示ししているところです。

令和6年度につきましても、同様の取扱いとすることを基本としますので、下記のとおり、改めてお知らせします。

利用に係る要件については前回通知から変更はありませんが、手続に係る補足事項を付記するとともに、届出書の様式を一部更新しておりますので、各事業所におかれましては、本通知内容を御了知のうえ、適切なサービス提供を行うとともに、事務手続に遺漏のないようお願いいたします。

#### 記

#### (1) 在宅利用の要件（※ 前回通知から変更なし）

##### ① 利用者要件

在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でもサービス利用による支援効果が認められる利用者

##### ② 事業所要件

運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記したうえで、以下のア～キの項目全てを満たす場合

- |                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------|
| ア 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。                                       |
| イ 1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成を行うこと。                                         |
| ウ 緊急時の対応ができること。                                                          |
| エ 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。                             |
| オ 事業所職員による訪問、利用者の通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。             |
| カ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。 |

キ 「オ」が通所により行われ、あわせて「カ」の評価等も行われた場合、「カ」による通所に置き換えても差し支えない。

(2) 本市への届出（※ 前回通知から更新・補足あり）

事前に、「就労系障害福祉サービスにおける在宅利用の届出書（令和6年度）」（様式は別添）を、利用者が支給決定を受けた区、支所ごとに分けて、該当する各区・支所保健福祉センター障害保健福祉課へ、郵送又は持参により提出してください。

なお、様式（別添）は、京都市情報館にも掲載しています。

補足：届出書は年度ごとに提出が必要です。令和5年度以前に届出を提出している事業所につきましても、届出の再提出をお願いいたします。

【問合せ】

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 分庁舎 4 階  
京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室 施設福祉担当 （梅林、中山）  
電話：075 - 222 - 4161 / 電子メール：[syogai@city.kyoto.lg.jp](mailto:syogai@city.kyoto.lg.jp)